海田町教育大綱

１　大綱の策定の趣旨

平成 26 年 6 月 20 日公布，平成 27 年 4 月 1 日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）では，教育行政の責任の明確化のための新教育長制度の導入，首長と教育委員会が協議・調整する場としての総合教育会議の設置などの改正がありました。さらに，この総合教育会議において，首長は，教育委員会と協議して，教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することになりました。

これを受けて，海田町においても平成 27 年度に海田町教育大綱を策定しました。

この度，既存の教育大綱の計画期間が終了するため，さらなる教育行政の充実を目指し，新たな教育大綱を策定します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）【抜粋】

（大綱の策定等）

第１条の３　地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

２　地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第１項の総合教育会議において協議するものとする。

３　地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　第１項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

２　大綱の位置づけ

本大綱は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第１条の３の規定により策定する海田町の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。

本大綱は，海田町のまちづくりを方向づけ，施策を総合的かつ計画的に実行していく「第５次海田町総合計画」を踏まえるとともに，教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めるものです。

本大綱の示す方向性は，「第５次海田町総合計画」前期計画期間である令和７年度までの５年間，海田町教育委員会の実施方針にあたる「夢未来ビジョン」に反映させることとします。

【海田町における上位計画・関連計画と本大綱の位置づけ】

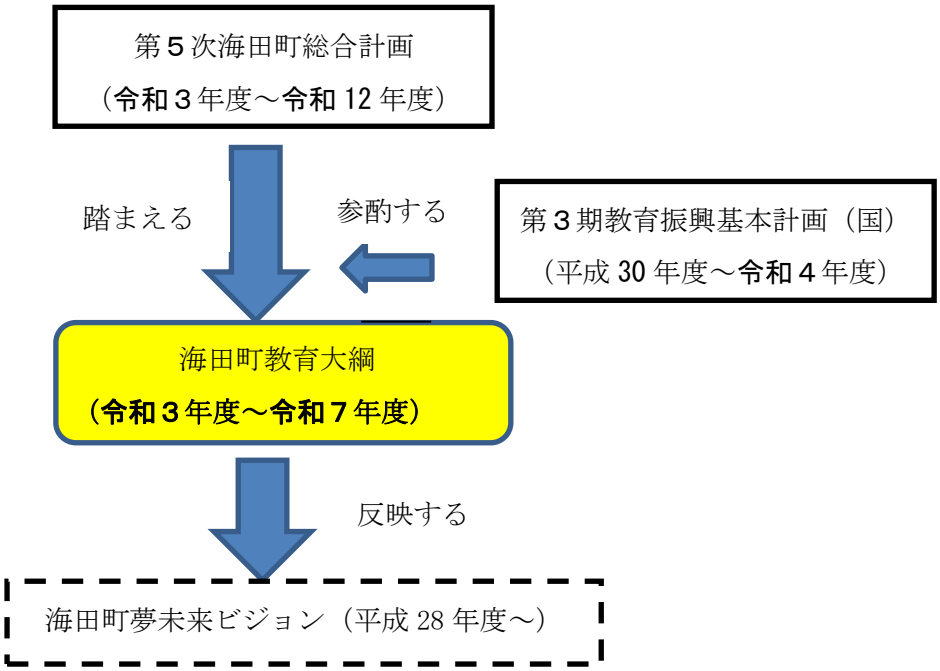

３　大綱の構成

海田町の歴史的経緯や地理的条件など，海田町の特徴や海田町の良さを生かした教育を推進することとし，「学校教育」においては児童生徒を，「生涯学習」においては町民をそれぞれ主人公として，以下の教育施策をもとに構成することとします。

○学校教育

「夢と志を持ち，挑戦する」児童生徒の育成

・地域から信頼される学校づくりの推進
・「確かな学力」の向上
・「豊かな心」の育成
・「健やかな体」の育成

・充実した教育環境の整備

○生涯学習

「人がつながり，夢を育む」生涯学習の推進

・学び続ける力の育成

・生涯学習の環境整備

・郷土の歴史文化の保存・継承する取組推進

・織田幹雄さんをはじめとする先人の偉業継承

・芸術文化活動支援の充実

・スポーツ活動支援の充実

・人権に関する意識啓発の推進

４　施策の展開

⑴　「夢と志を持ち，挑戦する」児童生徒の育成

①　地域から信頼される学校づくりの推進

・学校運営協議会の活用による，地域に開かれた学校づくりの推進

・専門的な知識・技能を有する人材の配置による，児童生徒一人一人の置かれた状況に応じたきめ細かい対応

・幼保小連携協議会の活用による，幼保小連携教育の推進

・時代の要請に基づく教育を実施するための教職員の資質向上

・教職員の働き方改革の推進による，児童生徒に向き合う時間の確保

②　「確かな学力」の向上

・グローバル化する社会を生き抜くために必要な資質・能力の育成

・各種学力調査を活用した，児童生徒一人一人の状況把握に基づいた授業改善の推進

・知識を活用し，協働して新たな価値を生み出す教育活動の推進

・体験活動等を通した，主体的・能動的に学ぶ態度の育成

③　「豊かな心」の育成

・学校司書の配置や学校図書館の充実による読書活動の促進

・体験活動や道徳教育，生徒指導の充実による児童生徒の規範意識の醸成

・特別支援教育における個に応じた指導の展開と一人一人の自立に向けた支援

・防災教育の取組による危機管理意識の醸成

④　「健やかな体」の育成

・体験活動等を通した，「する・みる・支える・知る」のスポーツとの多様な関わり方の習得

・生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う教育の推進

⑤　充実した教育環境の整備

・生徒指導体制の構築による，暴力行為，いじめ，不登校などの生徒指導上の諸課題の解決と児童生徒が安心して学ぶことができる環境整備
・経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対する教育費の負担軽減
・学校施設長寿命化計画に基づく学校施設の計画的な整備の推進
・地域との連携による児童生徒の安全・安心の確保
・栄養教諭等の配置，学校給食の提供等を通じた，児童生徒の食に対する自己管理能力の育成及び望ましい食生活の定着
・ＩＣＴ環境の充実による，情報活用能力の育成
・福祉・医療・司法・警察機関等との連携体制の確立

⑵　「人がつながり，夢を育む」生涯学習の推進

①　学び続ける力の育成

・子どもの放課後の居場所づくりの推進
・公民館等の講座における，文化・スポーツ活動や自然体験，ボランティア活動などの実施による，青少年の感動体験機会の充実
・読書活動を高める環境整備や体制の充実による豊かな知識や人間性の育成

②　生涯学習の環境整備

・生涯学習に関して，町ホームページやＳＮＳ等を利用しての情報発信
・まちづくり出前講座の充実
・老朽化した各施設（海田東公民館・図書館・ふるさと館・海田小学校クラブハウス）の必要な機能の整理，整備方針の検討

③　郷土の歴史文化の保存・継承する取組推進

・旧千葉家住宅をはじめとする文化財の調査研究や修繕及び保存・活用
・積極的な情報発信による，住民の文化財保護に対する意識啓発の推進
・郷土の歴史文化についての学習機会の充実
・文化財に精通した専門職の配置による，切れ目のない「保存・活用体制」の構築

④　織田幹雄氏をはじめとする先人の偉業継承

・織田幹雄スクエア（海田公民館・織田幹雄記念館）における，展示活動・イベント等の開催による，偉業の顕彰

・新庁舎等における名誉町民等の偉業の顕彰

⑤ 芸術文化活動支援の充実

・芸術文化団体・指導者の育成の推進

・芸術文化団体との協働による，住民が参加し易い環境整備

・優れた芸術文化に触れる機会の充実

⑥ スポーツ活動支援の充実

・各種のスポーツ団体・指導者の育成の推進

・スポーツ団体との協働による，住民が参加し易い環境整備

・夜間・土日を活用した学校開放事業の取り組みによる，スポーツや体力づくりの場の確保の推進

⑦ 人権に関する意識啓発の推進

・人権教育事業の実施による，人権に関する意識啓発の推進

５　大綱策定後の進行管理

大綱に基づく具体については，毎年度夢「未来ビジョン」を策定することとしています。「夢未来ビジョン」に基づく事業の実施に当たっては，ＰＤＣＡサイクルによる進行管理，点検評価，見直しを行うものとします。